

令和6年度

# 上越市立諏訪小学校 いじめ防止基本方針

H27 策定 R6.4改訂

- I いじめ問題に関する基本的な考え方 2～3ページ
- II いじめの未然防止 3～4ページ
- III いじめの早期認知 4～5ページ
- IV いじめの早期解決のための取組 5～7ページ
- V いじめ防止等のための組織の設置 7ページ
- VI 重大事態への対応 8ページ

## ※「いじめ防止基本方針」制定の根拠

「いじめ防止対策推進法」第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

「いじめ防止対策推進法」第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

# I いじめ問題に関する基本的な考え方

## 1 いじめ及びいじめ類似行為の定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行うものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かは、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた児童の立場で判断する。

「いじめ類似行為」とは、新潟県いじめ等の対策に関する条例において、「児童等に対して、当該児童等などが在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行うものも含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じている蓋然性の高いもの」をいう。

## 2 いじめに対する基本認識

いじめは、「どの子にも、どの学校・学級においても起こり得る」ものであるという認識に加え、特に以下の点を十分認識する。

### 「『いじめる』という行為は、絶対に許されない」との強い認識をもつこと

どのような社会、集団にあっても、いじめは許されない、「いじめる」という行為はどのような理由からでも許されないという明快な一事を毅然とした態度で示す。「いじめ、及びあらゆる差別は、子の成長にとって必要な場合もある」という考えを認めない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も、直接的ないじめ行為と同様に許されないと考える。

※「いじめ防止対策推進法」第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

### いじめられている子の立場に立った親身な指導を行うこと

児童や保護者の悩みを親身になって受け止め、児童の発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。自分のクラスや学校にも、いじめが発生し得るという危機意識をもつ。いじめを「認知していない」ことのみをもって「私のクラス（学校）にいじめはない」と言うてはならない。

### いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること

いじめの問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担うことは言うまでもない。いじめ問題についての基本的な考え方は、まず家庭が責任をもって我が子に徹底する必要がある。

※「いじめ防止対策推進法」第九条

- 1 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

### いじめの問題は、教師の人間観や指導の在り方が問われる問題であること

個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進するためには、教師が率先して、まず自らの姿で示さなければならない。自分ができていないことを、児童に求めてはならない。

### 家庭・学校・地域の関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む必要があること

いじめの解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を果たす必要がある。地域を挙げた取組も急務である。

### 3 いじめの実態

**認知されやすいいじめ** 金銭強要や傷害を加える暴行などの非行を含む行為、無視など

**認知されにくいいじめ** あそび(プロレスごっこ、鬼ごっこ等)、からかい、いたずら、ふざけなど

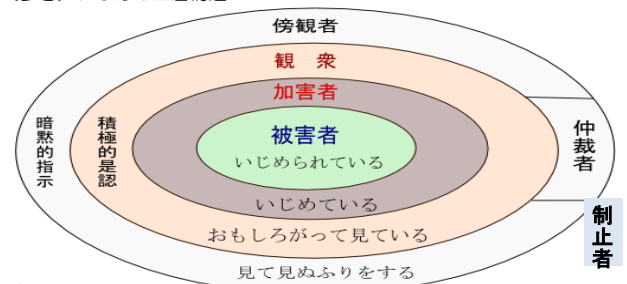
**ネット上のいじめ** SNS などを通じて実名やイニシャルで特定の人物を誹謗、中傷、攻撃する事例(急増)

※「いじめ」として訴えられたり認識されたりする行為の多くが、法を犯している「犯罪」という認識をもつ必要がある。様々な違法行為を、安易に「いじめ」という言葉で括ってはならない。

(例)

- ① からだへの暴力 → 暴行罪、傷害罪
- ② 持ち物隠し、持ち物壊し → 器物損壊罪、窃盗罪
- ③ 無視、仲間外し、ネットいじめなどの24時間の苦痛・不安、あだ名、暴言、からかい等  
→ 名誉棄損罪、侮辱罪、(精神的な深い傷との判断で、傷害罪適用もある)
- ④ 金銭の強要 → 恐喝罪
- ⑤ 性的いじめ(ズボンおろし、自慰の強要等男女問わず) → 強制わいせつ罪、強姦罪
- ⑥ 汚物いじめ(きたないものを触らせる、食べさせるなど)  
→ 強要罪(体調を崩した場合は傷害罪)

(参考) いじめの四層構造



### 4 いじめの構造

#### いじめの構造(いじめ等差別の四層構造)

- いじめる児童
- 観衆(はやしたてたり、おもしろがったりして見ている)
- 傍観者(見て見ない振りをする)
- いじめられる児童

いじめの持続や拡大には、いじめる側といじめられる側以外の、「観衆」や「傍観者」の立場にいる児童生徒が大きく影響する。「観衆」はいじめを積極的に是認し、「傍観者」はいじめを暗黙的に支持し、いじめを促進する役割を担う。「観衆」や「傍観者」が「制止者」になることで、いじめの拡大防止、早期発見につながる。

## II いじめの未然防止

### 1 いじめ未然防止のための共通理解と学校体制の確立

いじめは決して許されないという共通認識のもと、全教職員で児童を見守っていくために、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導の留意点などについて全教職員で共有する。また、いじめの予兆や悩みがある児童を見逃さない仕組みづくり、教育相談がしやすい環境づくりを確立していく。

- いじめ問題の理解や対応に関して、年2回以上の校内研修の実施 ○ 教育相談窓口の周知
- 保護者と相談する機会として、学級懇談会や個別面談を活用

## 2 児童との信頼関係の確立

児童との温かい信頼関係をつくり上げていくために、日頃から児童の心に寄り添うことを心がける。児童を一人の人間として尊重し、気持ちを理解できるよう、教育相談の考え方や態度を身に付けていく。また、児童とともに活動する場面、見守る場面を多くし、児童の状況を推し量る感性を高めていく。

## 3 人権を尊重し、豊かな人間性を育む

教育活動全体を通じて、他者を思いやる心を育むための道徳教育、生命尊重の精神や人権感覚を育むための教育を充実させる。また、体験活動などの推進により、社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。

○人権教育、同和教育の充実

○生活、総合的な学習の時間「ゆめ学習」の充実

※これらを、雄志中学校区内の小中学校が連携、協力して取り組んでいく。

## 4 児童の自己有用感、自浄力を育む

教育活動全体を通じ、教職員が児童に愛情をもち、温かく接し、児童が「認められている」「満たされている」と感じることができるよう心がけていく。また、児童の自主的、主体的な活動を推進する。

○授業では学習の動機づけを行い、学習意欲の高揚を図る。

○ねらいや成果を可視化するなど、ユニバーサルデザインの視点を大切に授業を行う。

○児童会活動、学級活動、学校行事などで一人一人の児童に役割や責任を与える。

○中学校区「いじめ見逃しゼロスクール集会（心の輪をつくる会）」に参加し、問題意識を高める。

# Ⅲ いじめの早期認知

## 1 いじめの SOS を受け取るために

いじめは、陰湿化・潜在化し、把握しにくくなっていく。そのため、日頃から児童をしっかりと観察し、行動や生活の様子の変化も見逃さず、いじめの SOS を見逃さないようにする。

○休み時間や清掃時間、放課後など、児童と一緒に過ごす機会を確保する。

○児童の作文やノート等にこまめに目を通し、児童の変化を把握する。

○定期的に児童の情報交換会やケース会議を実施し、教職員同士で情報や観察のポイントを共有する。

## 2 教育相談を通じた把握

学校全体で定期的な教育相談の実施や、児童が希望するときに相談ができる教育相談体制を確立し、いじめられている児童や周りの児童、保護者が相談しやすい環境を整備することにより、いじめの早期発見につながるようにする。

○年間計画に教育相談週間を位置づけ相談する時間を計画的に確保する。（6月、9月、11月、1月）

○児童の変化をみとり、適宜、相談を実施する。

○学校訪問カウンセラーとの連携を強化する。

○保護者が気軽に相談しやすい関係を構築する。

## 3 アンケート調査による把握

児童（6月、11月）及び保護者（7月、11月）へのアンケート調査を実施し、実態を客観的に把握するとともに、いじめを見逃さない意識を醸成する。

## 4 学校評価、教職員評価の項目に、いじめ防止等に関する内容を設定

児童の人権意識を高め、差別・いじめを許さない心で人と関わる力を育てるため、次の項目及び具体的内容を学校評価に設定し、教職員のいじめを見逃さない意識を高める。(6月、11月)

- 学校が楽しいと感じる児童。(児童アンケートより)
- 人が嫌がることを言わない・しない児童。(児童アンケートより)
- 誰にでも分け隔てなく優しく接している児童。(児童アンケートより)
- 喜んで学校へ通っていると答える保護者。(保護者アンケートより)

そのために

- ・学校の教育活動全体を通じた人権感覚の涵養
- ・「いじめ」「差別」を許さない毅然とした教師の態度
- ・考え、議論する「特別な教科 道徳」の着実な実施
- ・同和問題学習年間指導計画に基づく確実な指導実施
- ・丁寧に気持ちのよいあいさつや言葉遣いをする全校運動の実施
- ・「にこにこハッピーの木」の取組による思いやりの気持ちの見える化 を推進する。

## IV いじめ早期解決のための取組

### 1 いじめを認知した・通報を受けたときの対応

#### いじめられた児童、いじめを知らせてきた児童の安全の確保

いじめの相談や通報に来た児童から話を聞く場合は、時間や場所などに十分に配慮する。被害の訴えがあった児童を徹底して守るため、休み時間や放課後活動などにおいても教職員が見守る体制を整える。

#### 「いじめ等対策検討会議」による対応と情報共有

認知した、あるいは通報を受けた職員は一人で抱えず、迅速かつ適切に組織で対応するため「いじめ等対策検討会議」で情報を共有し、問題解決のための方策を検討し、全職員の協力体制のもと対応する。

#### 多方面からの情報収集による正確な事実把握

正確な事実を把握するため、速やかに関係児童や教職員、保護者などから事実確認等を行う。事実確認を行う場合は、複数の職員で対応することを原則とする。また、当事者のプライバシー等には十分に配慮する。

#### 関係する保護者への説明と教育委員会への連絡

事実確認の結果は、教育委員会に連絡や相談をするとともに、関係する保護者に事実を伝え、今後の学校の対応方針に理解を求め、協力を要請する。

#### 関係機関等との連携

教育委員会、警察、市役所こども課等との連携を図り、いじめに関する情報共有、児童や保護者に対する対応の相談を行う。

## **2 問題解決のための適切な指導と支援**

### **いじめられた児童や保護者への支援**

#### **【児童に対して】**

- ・ 事実確認とともに、児童の立場で気持ちを受容的・共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・ 全力で守り通すという姿勢を示すとともに、できる限りの不安を除去し、心身の安全を保障する。
- ・ 学校訪問カウンセラーや関係機関との連携を図り、心のケアに努める。
- ・ 児童の意向に沿いながら、必要に応じて学校生活への配慮を行う。

#### **【保護者に対して】**

- ・ 保護者の心情を受け止め、誠意をもって対応する。電話ではなく、家庭訪問などで保護者に事実関係を正確に説明する。
- ・ 学校で安心して生活できるよう約束するとともに、学校の指導・支援方針を伝え、対応と経過については、継続して保護者と連絡をとりながら、解決に向かって取り組む。解決した場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。

### **いじめた児童に対しての指導・支援、保護者への支援**

#### **【児童に対して】**

- ・ 児童がもつ課題やニーズなど、いじめ行為の背景にも目を向けて事実確認を行う。
- ・ いやしくも教育のプロフェッショナルとして、非難、指導すべきは「いじめ」という行為そのものであり、当該児童の「人間性そのもの」に対しての指導や叱責は断じて行ってはならない。
- ・ いじめられた児童の気持ちを考えさせ、いじめが他者の人権を侵す行為であることを気づかせ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。
- ・ 集団によるいじめの場合、集団内の力関係や個々の言動を分析して指導する。
- ・ 児童の安全・安心、健全な人格の発達に配慮しつつも、いじめの状況に応じて、出席停止（教育委員会の判断となる）、特別指導、警察との連携による措置も含め、毅然として対応をとる。
- ・ いじめの要因や背景を踏まえ、継続的に立ち直りに向けた指導や支援を行う。

#### **【保護者に対して】**

- ・ 正確な事実を伝え、保護者の思いを受け止めつつ、いじめが許されないことを理解してもらい、以後の対応を適切に行えるように協力を求める。

### **周りの児童に対してのはたらきかけ**

- ・ 当事者だけの問題にとどめず、はやし立てたり、同調したり、傍観したりしていた児童にも、自分（たち）の問題として捉えさせる。いじめを抑止する仲裁者になることや、仲裁できずとも誰かに知らせる勇気をもつことを指導する。
- ・ 必要に応じて、学年、学校全体の問題として考え、「いじめは絶対に許されない」という意識を広げ、再発防止へ向けた指導を行う。

### **経過観察と再発防止に向けた指導**

- ・ いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き保護者と連携しながら経過観察を行い、必要に応じて「いじめ等対策検討会議」で課題の検討と事後指導の評価を行い、追加の支援や指導を行う。
- ・ いじめられた児童、いじめた児童双方に、学校訪問カウンセラーや関係機関の活用を含め継続的な指導や支援を行う。
- ・ 事例を検証し、再発防止・未然防止のための日常的な取組や生徒指導体制を見直し、再構築していく。

### 3 いじめ対応の基本的な流れ

- ①情報を得た職員は、該当学級担任（学年主任）および管理職に報告する。
- ②事実の把握に向けた確認を行う。
  - ・生活指導主任と学級担任（学年主任）と情報を得た職員などで事実を共有する。
  - ・事実の正確な把握を目指し、「どの職員がどの児童へ」「何について」等の聴き取り担当と聴き取り内容を確認する。
- ③児童に事実の把握を行う。
  - ・全体（全校、学年）にアンケートなどで情報を求めるときは、情報をくれた児童（または保護者）を「守る」ということと「学校を（学級を）みんなの手で良くしたい」ということを確実に伝える。
  - ・情報をもらった後には、その結果と感謝の言葉を必ず返す。
  - ・聞き取る基本項目は5W1H（いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように）
  - ・この時点では、事実の把握が中心とする。指導に力点を置き過ぎると、事実誤認の原因となる。
- ④事実に基づきながら、問題の解決に向けた会議を行う。
  - ・生活指導主任と学級担任（学年主任）が把握した事実を教頭（校長）に報告し、ただちに会議を行う。
- ⑤児童へ解決への指導・支援を行う。
  - ・被害児童、加害児童、また双方の保護者への誠意ある対応を丁寧に、親身になって行う。
- ⑥経過・結果を報告する。（児童、保護者、職員全体、教育委員会、学校運営協議会等）
- ⑦継続指導と経過観察を行う。
- ⑧再発防止や予防的活動（職員に報告、見回りなど）を行う。  
問題発生⇒情報を得た職員⇒担任・学年主任・教頭（校長）⇒

会議①（事実の把握に向けて）→教頭（校長）  
生活指導主任，学級担任（学年主任），情報を得た職員

⇒児童へ事実確認⇒  
会議②（問題の解決に向けて）→教頭（校長）  
生活指導主任，学級担任（学年主任），当該児童の状況に詳しい職員

⇒児童へ解決への指導・支援⇒継続指導・経過観察⇒再発防止・予防的活動

## V いじめ防止等のための組織の設置

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、全職員が「いじめ見逃しゼロ」に向けての強い意志や願いをもち、全体で組織的に対応することが必要である。また、必要に応じて外部の専門家の参画を依頼する。

### 「いじめ防止対策委員会」の構成

- 定例開催 校長、教頭、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭
  - 緊急開催 校長、教頭、生活指導主任、当該学年主任、当該学級担任
- ※事案により、外部専門家や学校運営協議会委員を招くなど柔軟に構成

## **VI 重大事態への対応**

### **1 想定される重大事態**

いじめを受けたことにより、

- 児童が自殺を企図した場合      ○ 児童が身体に重大な傷害を負った場合
- 児童や家族等が所持する金品に重大な被害を被った場合      ○ 児童が精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合

### **2 重大事態発生時の対応**

#### **学校が調査主体となった場合**

- ①組織による調査体制を整える。(校内いじめ防止対策委員会の活用)
- ②情報を収集し、事実関係を整理する。
- ③いじめの概要について教育委員会に報告する。また学校運営協議会にも報告し、理解と協力を仰ぐ。
- ④教育委員会からの学校への指導・支援を受け必要な措置をとる。

#### **学校の設置者（上越市）また外部の団体や専門家等が調査主体となった場合**

- ① 必要な資料提出など、誠意をもって調査に協力する。

H30. 4 改訂

R 5. 4 改訂